

学校いじめ防止基本方針

令和4年4月

杉並区立杉並第六小学校

I いじめ問題に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

当該児童が一定の人的関係のある者から、心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）を受けたことにより心身の苦痛を感じているもの。

2 いじめ問題への対応方針

- (1) いじめは命に関わる問題であり、最優先課題として取り組む。
- (2) 「いじめは絶対に許されない行為」という児童・保護者の意識向上を全教育活動を通して図る。
- (3) いじめの未然防止・早期発見・早期対応に組織的に対応する。
- (4) 発生したいじめを根絶し、いじめの連鎖を断ち切る。

3 いじめ問題防止等のための組織の設置

本校におけるいじめ問題防止等に関する取組を効果的に行うため、校内委員会等の組織を設置する

(校内委員会構成員)

校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、関係教員、養護教諭、スクールカウンセラー
この他必要に応じて、スクールソーシャルワーカー、弁護士、警察官経験者（スクールサポーター）、子ども家庭支援センター職員等

4 対応の基本

いじめ問題に対しては、日々「未然防止」と「早期発見」、「早期対応」に的確に取り組む。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立つて行う。（「いじめられた児童の立場に立つて」とは、いじめられたとする児童の気持ちを重視することである。）

子供から「いじめられている」、または保護者から「子供がいじめを受けている」との訴えがあったら、それがいじめかどうかの判断に悩むよりも、いじめが存在すると認識し、子供や保護者の気持ちを受け止めるようにする。

いじめは、いつでも、どこでも起こり得るという考えに立ち、「いじめであるかもしれない」「いじめに発展するかもしれない」といった危機意識を常にもち、迅速に対応していく。

いじめに関する重大事案が発生した場合には、保護者や地域、学校支援本部や学校評議員等の諸団体、関係機関と連携し、いじめ問題の迅速かつ的確な解決を図る。

Ⅱ 未然防止

1 児童や学級の様子を知るために

(1) 教職員の気付きが基本

児童や学級の様子を知るためには、教職員の気付きが大切である。同じ目線で物事を考え、児童の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高める。

(2) いじめのサインを見逃さない

杉並区教育委員会「いじめ対応マニュアル」（改訂版）いじめ発見チェックリストを念頭に置き、子供のサインを見逃さないようにする。

□いじめ発見チェックリスト

<いじめの可能性があるので、事実を把握する>

<input type="checkbox"/> あいさつを返さない	<input type="checkbox"/> 友達を避けて登校する
<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える	<input type="checkbox"/> 名前を呼ばれたとき、声が小さい
<input type="checkbox"/> 忘れ物が多くなる	<input type="checkbox"/> 教室に遅れて入ってくる
<input type="checkbox"/> 筆圧が弱くなる	<input type="checkbox"/> 授業中、ふざけたり、変な質問をした りする
<input type="checkbox"/> 保健室に頻繁に行く	<input type="checkbox"/> 急いで一人で帰宅する
<input type="checkbox"/> 居場所がなく、廊下等を一人でふらついで いる	<input type="checkbox"/> 友達と関わる活動に参加しなくなる
<input type="checkbox"/> 用事がないのに残っている	<input type="checkbox"/> 顔や手足に不自然な傷がある
<input type="checkbox"/> 日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描 写がある	<input type="checkbox"/> 万引き等の問題行動が目立つ

2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

(1) 心の通い合う教職員の協力体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開するためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や専科経営、授業や生活指導について尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気大切である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、児童と向き合う時間を確保し、心の通い合う温かな学校づくりを推進する。

(2) 自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ、学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「認められた」「人の役に立った」という経験が、児童を大きく成長させる。また、教職員の児童への温かい言葉かけが、「認められた」という自己肯定感につながり、児童は大きく変化するものである。

3 命や人権を尊重し、豊かな心を育てる教育活動の充実

(1) 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為である、決して許されるものではない」ことを児童に理解させることが大切である。また、児童が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図るための人権教育を充実させる。

(2) 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が有効である。児童は心が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「心遣い」「優しさ」等に触れることにより、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につなげることができる。道徳的価値の自覚及び道徳的実践力を育成するため、道徳の時間を要として、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を行い、その充実を図る。

Ⅲ 早期発見

1 いじめの見えにくさ

(1) いじめは大人の見えないところで行われている

- ①無視、メールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われる<時間と場所>
- ②遊びやふざけ合いのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態で行われる<カモフラージュ>

(2) いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている児童は、①親に心配をかけたくない ②いじめられる自分はダメな人間だ ③訴えても大人は信用できない ④訴えたらその仕返しが怖い という心理が働くものである。

(3) メールやインターネット上のいじめはもっとも見えにくい

メールやネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えない。家庭で「着信メールがあっても出ようとしない」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合はすぐに学校へ連絡するよう家庭との連携を図る。

2 早期発見のための手立て

(1) 日々の観察

- 授業中はもちろん、朝、休み時間、放課後の児童の様子に目を配る。児童と共に過ごす機会を積極的に設けることで、いじめ発見に努める。
- スクールカウンセラーが定期的に学級の様子を巡回し、放課後にスクールカウンセラーと養護教諭および担任が情報交換を行う。

(2) 定期的な実態把握

- 毎週月曜日に生活指導夕会を実施し、気になる児童に関して情報交換を行い、教職員の対応等、共通理解を図る。

(3) アンケートの実施

6月、11月、2月の「ふれあい月間」に合わせて、児童へのいじめに関するアンケートを年3回、Q-Uテストを年2回実施し、実態調査を行う。いじめられている児童は、その場で記入することが難しいことも考えられるので、記名、無記名等、状況に応じて配慮し実施する。

実施したアンケートは、原則3年保存する。

(4) スクールカウンセラーとの全員面談の実施

5年生に1学期、6年生に2学期までに、スクールカウンセラーとの全員面談を行い、児童の状況や心情理解に努める。

3 相談しやすい環境づくり

(1) 本人からの訴え

○ 心身の安全を保障する

「あなたが悪いのではない」「あなたのことは全力で守る」ことをはっきり伝え、いじめにあった児童を守る手立てを考え、全教職員が方針のもとに組織的に対応する。いじめにあった児童にとって信頼できる人と連携し、安心して学習やその他の活動に取り組むことができる教育環境を確保する。

○ 事実関係を把握し、気持ちを傾聴する

「あなたを信じているよ」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。

※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないよう配慮する。

(2) 周りの児童からの訴えには

○いじめを訴えたことにより、その児童へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の児童の目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。

○「よく教えてくれたね。」と勇気ある行動を称え、情報の発信元は絶対に明かさないと伝え、安心感を与える。

(3) 保護者からの訴えには

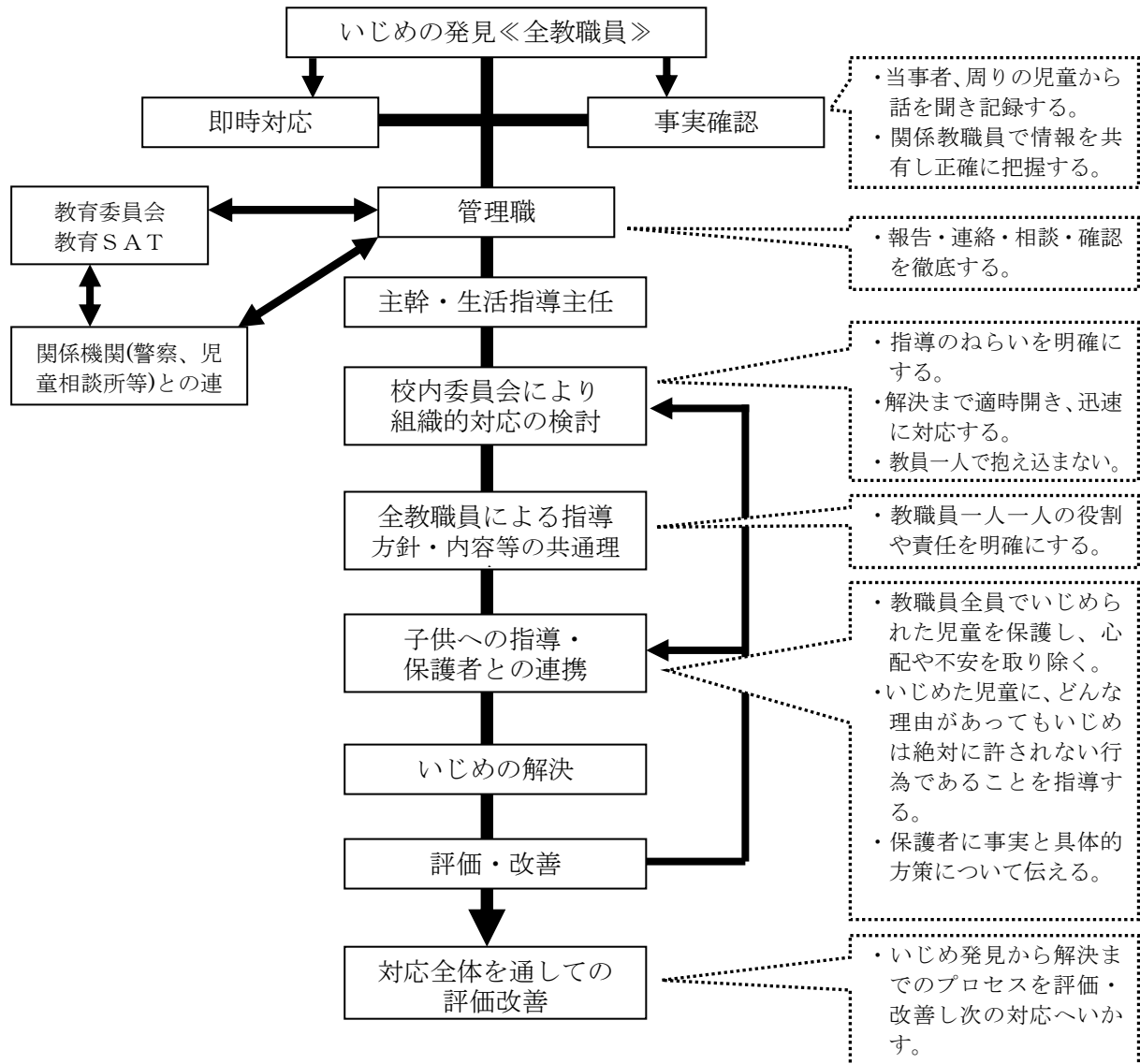
○保護者がいじめに気付いた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築く。

○問題が起こった時の連絡だけでなく、問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築けるよう、日頃から児童のよいところや学校の様子について連絡する。

○児童の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解した上で、状況等を説明する。

IV 早期対応

1 いじめ対応の基本的な流れ



2 いじめ発見時の緊急対応

(1) いじめられた児童・いじめを知らせた児童を守る

- いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聞く場合は、他の児童たちの目に触れないよう、時間、場所等に配慮する。また、事実確認は、いじめられている児童といじめている児童を別の場所で行う。
- 状況に応じて、いじめられている児童、いじめの情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等、教職員の目の届く体制を整備する。

(2) 事実確認と情報の共有

- いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経緯や心情などをいじている児童から聞き取るとともに、周囲の児童などからも詳しく情報を得て、正確に把握する。また、保護者対応は、事実に基づいて丁寧に対応する。

3 いじめが起きた場合の対応

(1) いじめられた児童に対して

①児童に対して

- 事実確認とともに、児童の苦しみ、つらさを受け止め、不安を取り除き安心させる。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できることを伝え、希望がもてるようにする。

②保護者に対して

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係を伝える。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- いつまでに、だれが、何を、どのように対応、指導していくのか具体的対応策を示し、継続的に状況を伝える。
- いじめが解決するまで、対応や指導の結果と次の具体的指導の内容を伝えるとともに、家庭での様子を把握する。

(2) いじめた児童に対して

①児童に対して

- どんな理由があっても、いじめは人間として絶対に許されない行為であることを徹底して指導する。
- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にあるものを探る。
- 相手の気持ちを考えさせることでいじめられた児童の心の痛み、苦しみ、悲しみ等を分からせ、心から反省させる。

②保護者に対して

- いじめた事実（憶測ではなく）を正確に伝える。保護者の心情に配慮しながらも、学校ではいじめとして徹底して指導していくことを理解してもらう。
- 学校がとる対応と指導内容を具体的に伝えるとともに、家庭でも親子できちんと話し合うよう助言し、保護者と協力して児童が心から反省できる環境をつくる。

(3) まわりの児童に対して

- 何もしない、何も言わないは、いじめを助長していることに気付かせ、当事者意識をもたせる。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を全体に示す。
- はやし立てたり、同調したり、見て見ぬふりをする行為も、いじめであることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。